

1 県民税
(1) 法人県民税

(単位：件、千円)

区分			確定法人税割額				確定法人税割額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額		
			事業年度数		税 額		事業年度数	税 額 ③	事業年度数	税 額 ④	
			確定申告の あったもの	うち決定 したもの	確定申告の ないもの	確定申告の あったもの ①					うち決定 したもの
普通法人	分割法人	本県本店分	940			466,709		355	128,333	346	124,309
		うち通算 及び連結分	54			80,657		38	41,451	35	43,392
	他県本店分	4,099		3	811,471		311	2,162	304,090	2,262	284,098
		うち通算 及び連結分	495		1	176,045			395	101,229	449
	県内法人	20,531	37	10	313,503	8	19	2,336	79,087	2,511	88,047
		うち通算 及び連結分	37			8,653			16	3,244	19
	計 (A)	25,570	37	13	1,591,683	8	330	4,853	511,510	5,119	496,454
	うち通算 及び連結分	586		1	265,355			449	145,924	503	131,003
	特別法人 (B)	586			36,883						
	公益法人等 (C)	598	5		23,701						
	寮等のみを有する法人 (D)										
	人格なき社団等 (E)	154	2		138						
清算法人 (F)	254	2		37					1	8	
合 計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)	27,162	46	13	1,652,442	8	330	4,853	511,510	5,120	496,462	
うち通算及び連結分	586		1	265,355			449	145,924	503	131,003	

区分			確定申告期限が翌年度となる見込納付額		既還付請求 利子割額が 過大である 場合の納付額 ⑥	中間納付額の歳出還付額		現事業年度分 調定額 (①+②-③+④ +⑤+⑥+⑦) ⑧	過事業年度分 調定額 ⑨	法人税割 調定額 (⑧+⑨) ⑩
			事業年度数	税 額 ⑤		前年度に 収入したもの ⑦	当該年度に 収入したもの			
普通法人	分割法人	本県本店分	7	5,671		18,439		486,795	24,094	510,889
		うち通算 及び連結分	3	5,206		4,428		92,232	7,029	99,261
	他県本店分	97	15,532		33,294		840,616	5,479	846,095	
		うち通算 及び連結分	60	10,122		21,696		190,403	1,219	191,622
	県内法人	12	756		19,385		342,623	9,851	352,474	
		うち通算 及び連結分	1	38		219		9,508	1,323	10,831
	計 (A)	116	21,959		71,118		1,670,034	39,424	1,709,458	
	うち通算 及び連結分	64	15,366		26,343		292,143	9,571	301,714	
	特別法人 (B)						36,883	278	37,161	
	公益法人等 (C)						23,701	113	23,814	
	寮等のみを有する法人 (D)						-		-	
	人格なき社団等 (E)						138		138	
清算法人 (F)						45		45		
合 計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)	116	21,959		71,118		1,730,801	39,815	1,770,616		
うち通算及び連結分	64	15,366		26,343		292,143	9,571	301,714		

(1) 法人県民税 (つづき)

(単位：件、千円)

区分			均 等 割					調 定 額 ⑩	うち超過 課税相当額	合 計 (調定額) ⑩+⑪	うち当該年度に 均等割に充当 した利子割額 ⑫	⑫の件数	当該年度に発生 した歳出還付額 ⑬	うち利子割に かかる額 ⑭	⑭の件数	
			納 税 義 務 者 数													
			総数	資本金等の額												
				50億円超	10億円超 50億円以下	1億円超10 億円以下	1,000万円 超1億円 以下									左記以外
普 通 法 人	分 割 法 人	本県本店分	925	14	16	76	407	412	61,272		-	-	-	-	-	
		うち通算 及び連結分	52	5	5	15	16	11	12,024		-	-	-	-	-	
	他 県 本 店 分	4,058	644	411	782	1,105	1,116	1,038,890		-	-	-	-	-	-	
		うち通算 及び連結分	485	171	81	116	59	58	237,763		-	-	-	-	-	
	県 内 法 人	20,061	4	14	99	2,061	17,883	492,308		-	-	-	-	-	-	
		うち通算 及び連結分	36			3	18	15	1,763		-	-	-	-	-	
	計 (A)		25,044	662	441	957	3,573	19,411	1,592,470		-	-	11,290	-	-	
	うち通算 及び連結分		573	176	86	134	93	84	251,550		-	-	1,209	-	-	
	特別法人 (B)		577	11	5	20	109	432	28,306		-	-	-	-	-	
	公益法人等 (C)		1,105	2				1,103	16,364		-	-	-	-	-	
寮等のみを有する法人(D)		6		1	1	2	2	785		-	-	-	-	-		
人格なき社団等 (E)		154					154	3,088		-	-	-	-	-		
清算法人 (F)		197			1	16	180	1,764		-	-	-	-	-		
合 計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)		27,083	675	447	979	3,700	21,282	1,642,777		-	-	11,290	-	-		
うち通算及び連結分		573	176	86	134	93	84	251,550		-	-	1,209	-	-		

(注) 1 令和5年度において調定した法人について作成した。

2 現事業年度分：令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に終了する事業年度分をいうものであること。

3 過事業年度分：現事業年度分より前の事業年度分をいうものであること。

4 「確定法人税割額」欄には、原則として令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に終了する事業年度分に係る確定申告税額の総額（修正、更正、決定額を含む。）を記載した。

5 「事業年度数」欄には、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度数ごとに1件としたが、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正、決定の処理がされたものについては最終段階で1件とした。なお、納付すべき税額がないものについても計上した。

6 「納税義務者数」欄には、令和5年度中に現事業年度分として確定申告、決定した法人の実数を記載した。

なお、当該年度中に同一法人について、2以上の事業年度分について確定申告又は決定が行われた場合には、これらを通じて1として計上した。